

令和4年度 滋賀支部事業報告書



目次

◆ 基盤的保険者機能関係

- サービス水準の向上 P5
- 限度額適用認定証の利用促進 P7
- 現金給付の適正化の推進 P9
- 効果的なレセプト点検の推進 P10
- 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 P16
- 収納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 P19
- 被扶養者資格の再確認の徹底 P23
- オンライン資格確認の円滑な実施 P25
- 業務改革の推進 P26

◆ 戦略的保険者機能関係

- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 P27
- 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 P43
- ジェネリック医薬品の使用促進 P45
- インセンティブ制度の着実な実施 P48

目次

- 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信 P49
- 調査研究の推進 P53

◆組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 p55
- 人事評価制度の適正な運用 P56
- OJTを中心とした人材育成 p57
- 支部業績評価の実施 p58
- リスク管理 p59
- コンプライアンスの徹底 p60
- 費用対効果を踏まえたコスト削減等 p61

1 基盤的保険者機能関係

(1) サービス水準の向上

▶令和3年度の評価と課題

- ・現金給付のサービススタンダードは100%を達成し、平均処理日数についても前年度と比べて短縮できた。
- ・現金給付等の申請に係る郵送化率については、前年度を大きく上回りKPIの目標を達成できた。

«事業計画»

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。
 - ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。併せて、加入者からの相談・照会に的確に対応するため、必要な相談体制等の整備を図る。
 - ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見いだし、迅速に対応する。
- KPI : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考実績) 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
サービススタンダードの達成状況	100%	99.9%	100%	100%	令和4年5月末現在
現金給付等の申請に係る郵送化率	95.5%	95.5%	96.0%	94.0%	令和4年5月末現在

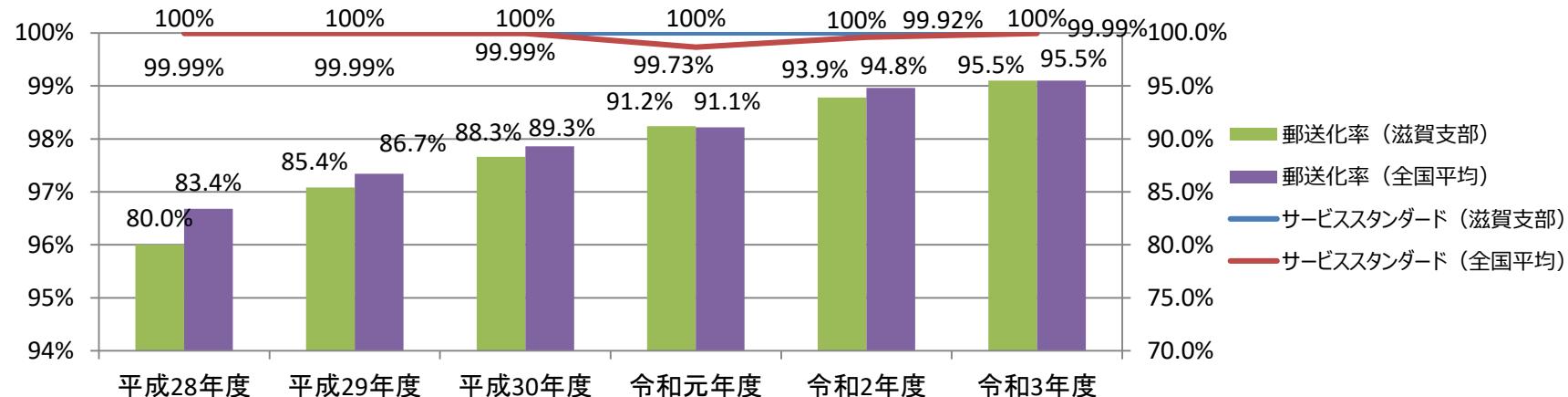
«実施策»

- ・グループ内の山崩し処理の推進と管理者の柔軟な業務体制の指揮により、現金給付のサービススタンダード100%を遵守する。
- ・退職者の多い適用事業所に対して「任意継続保険セット」を、現物給付化が低い医療機関に対して「限度額認定証セット」を適宜配布し、現金給付等の申請に係る郵送化率の向上を図る。

«実施結果»

- ・グループ内の山崩し処理の推進と柔軟な事務処理体制の構築に努め、現金給付のサービススタンダード100%を達成した。

健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率・郵送化率



健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率

(サービススタンダード)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康保険給付の受付から振込までの日数の目標の達成率	滋賀	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	全国	99.99%	99.99%	99.99%	99.73%	99.92%	99.99%	未確定
健康保険給付の受付から振込までの平均日数	滋賀	7.82日	8.61日	8.01日	7.85日	7.01日	6.97日	7.43日(5月末)
	全国	8.11日	8.03日	7.68日	7.87日	7.46日	7.44日	未確定

郵送化率

(申請書受付 郵送化)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
郵送化率(%)	滋賀	80.0	85.4	88.3	91.2	93.9	95.5	94.0 (5月末)
	全国	83.4	86.7	89.3	91.1	94.8	95.5	95.3 (5月末)

1 基盤的保険者機能関係

(2) 限度額適用認定証の利用促進

▶令和3年度の評価と課題

- ・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合については、前年度を大きく上回り目標を達成できた。
- ・申請書が配置できていない医療機関や、限度額認定証の利用が見込まれる医療機関への申請書の配置や利用促進を引き続き実施する。

«事業計画»

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町窓口に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。

数値指標	KPIの設定なし	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合について、前年度を上回る。 【参考】令和3年度実績 84.2% 令和4年度実績 85.5%（5月末）
------	----------	---

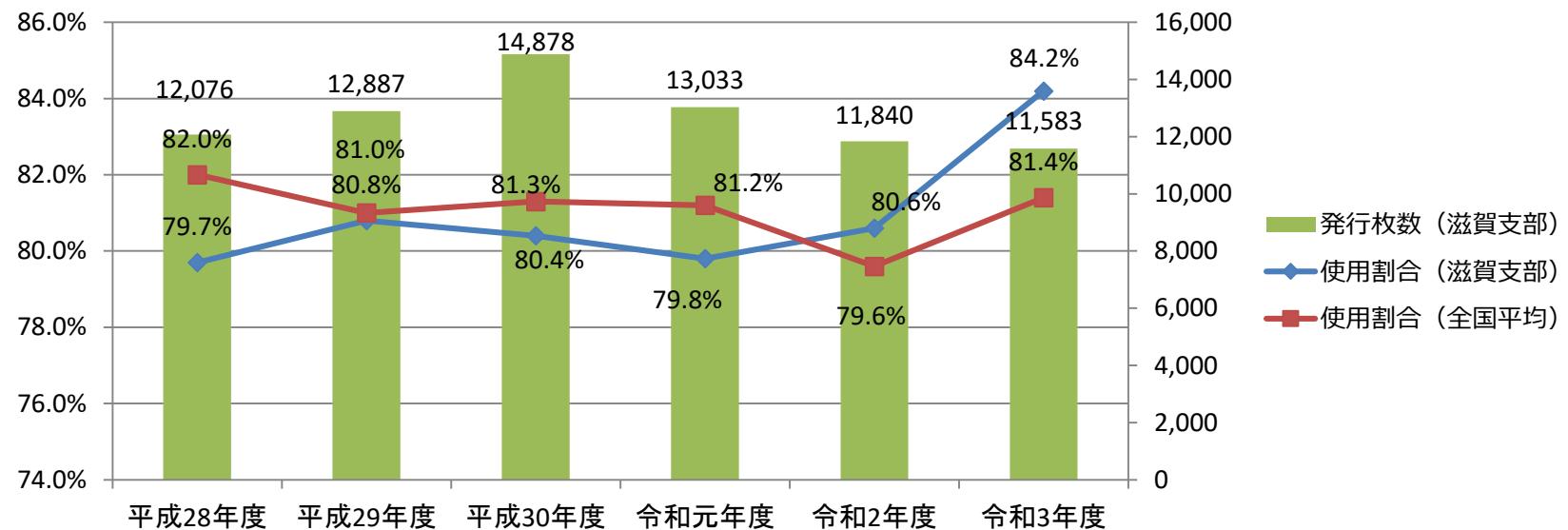
«実施策»

- ・納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会や算定基礎届説明会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。
- ・医療機関や市町と連携し、窓口に限度額適用認定申請書の配置を依頼することにより利用を促進する。また、申請書が配置できていない医療機関や、現物給付化が低い医療機関への申請書の配置や利用の働きかけを実施する。

«実施結果»

- ・納入告知書同封チラシ等により、事業主や加入者への周知、広報を実施。

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用割合	滋賀	79.7%	80.8%	80.4%	79.8%	80.6%	84.2%	85.5% (5月末)
	全国	82.0%	81.0%	81.3%	81.2%	79.6%	81.4% (12月末)	未確定
発行件数	滋賀	12,076件	12,887件	14,878件	13,033件	11,840件	11,583件	1,847件(5月末)

1 基盤的保険者機能関係

(3) 現金給付の適正化の推進

▶令和3年度の評価と課題

- 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTにより議論を行い、現金給付の適正化の推進を図った。

«事業計画»

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。
- 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部の保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を積極的に行う。

数値指標	KPIの設定なし
------	----------

«実施策»

- 資格取得から2か月以内の手当金請求と資格喪失後の継続給付について重点的に審査を行う。
- 支給済分についても、本部から提供される疑義リストの再点検を実施する。
- 日本年金機構・労働基準監督署等関係機関と連携し、早期に併給調整を実施する。

«実施結果»

- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部提供の疑義リストを再点検して、返納金請求を実施。

併給調整による返納金調定件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇用状況調査	44件	23件	49件	7件(5月末)
プロジェクト会議開催	12回	12回	12回	2回(5月末)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害年金	42人	50人	45人	17人(5月末)
老齢年金	14人	22人	25人	7人(5月末)

1 基盤的保険者機能関係

(4) 効果的なレセプト点検の推進

«事業計画»

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
 - ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、今後のレセプト点検のあり方について検討する。
- KPI : ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

() 内の数値は全国順位

数値指標 (KPI)	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考実績) 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.386% (6位)	0.332%	0.386%以上	0.340%	4月末現在
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	4,721円 (40位)	6,330円	4,721円以上	4,252円	5月末現在

i) 効果的な内容点検の実施

▶令和3年度の評価と課題

- ・点検員のスキルの底上げや支払基金の審査向上より、KPI①の査定率は0.01%上回った。しかし、KPI②の査定単価に関しては、283円前年に届かなかった。
- ・査定単価の向上は、点検員のスキル向上は認められるものの、採用から1～3年の点検員が大半を占めていることにより、未だ道半ばである。令和4年度以降も育成に力点を置き向上を図っていく。

«実施策»

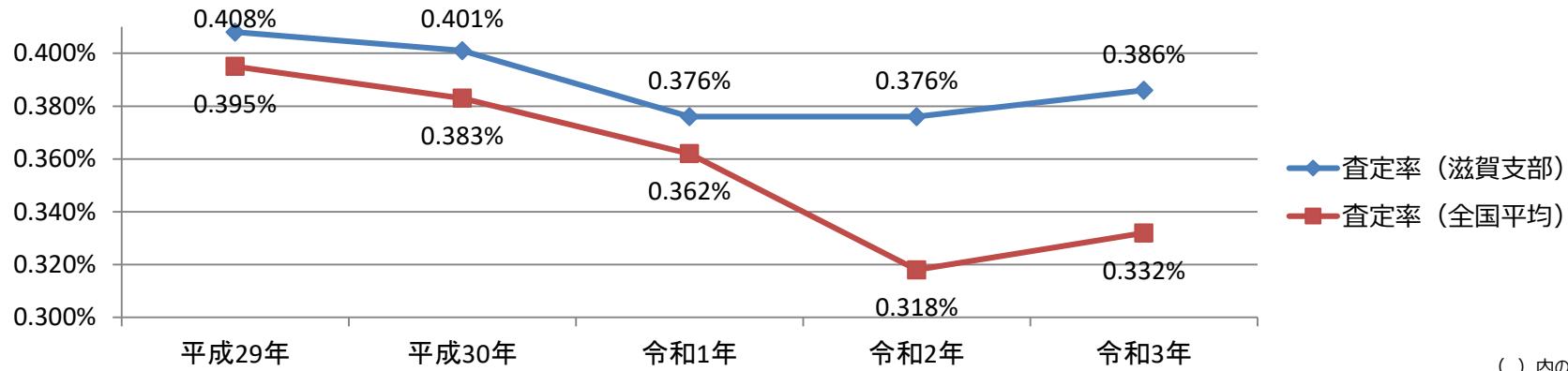
- ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、協会システムを最大限活用した効果的なレセプト点検を実施する。
- ・レセプト内容点検効果向上計画の実施施策より、実施内容、向上を妨げた問題点や改善策について検討し、効果額を向上させる。
- ・点検員個別の目標達成状況について、個別面談時に伝達、強み弱みを踏まえた内容を指導し、審査力の向上を図る。
- ・専門的な内容点検研修及び近隣支部との定期的な勉強会の実施により、点検員のスキルアップを図り、点検効果額の向上につなげる。
- ・支払基金との連携を強化し、支払基金改革の進捗状況の情報を求めてゆく。また、協会の原審・査定事例についての協議を定期開催し議論する。

«実施結果»

- ・支払基金に対して再審査事例の協議を行い。査定事例の共有、再審査の効率化に取り組んだ。

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
レセプト受付枚数	314,538	311,671	361,158										987,367
原審査件数 (支払基金における審査)	1,818	1,381											3,199
再審査請求件数 (協会における審査)	1,602	1,548	1,585										4,735

レセプト点検の査定率



() 内の数値は全国順位

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療費総額	滋賀	46,756,381,760円	47,821,548,790円	49,370,101,310円	47,244,724,400円	50,898,520,050円	-
査定額	滋賀	190,836,850円	191,851,620円	185,770,020円	177,773,160円	196,340,040円	-
査定率	滋賀	0.408% (10位)	0.401% (10位)	0.376% (13位)	0.376% (8位)	0.386% (6位)	-
	全国	0.395%	0.383%	0.362%	0.318%	0.332%	-

ii) 効果的な資格点検の実施

▶令和3年度の評価と課題

- ・資格点検エラーに関し、早期かつ漏れなく点検を実施し、医療機関にレセプトを返戻もしくは、本人返納へ実行した。
- ・国におけるオンライン資格確認導入によって、エラ一件数は減少しているものの、それに伴う事務が煩雑化しており、なお、事務作業の効率化が必要である。
- ・本部・支部間で、オンライン資格確認業務の早期のマニュアル化に向け情報交換を行っていく。

«実施策»

- ・効果的な点検体制を構築し、かつ効果的な点検を行い、債券発生後の速やかな回収を図るため、迅速な調査決定を実施する。
- ・資格点検の進捗管理を確実に実施する。

«実施結果»

- ・資格点検については、滞りなく実施している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資格点検エラ一件数	3,996	3,427											7,423
資格点検実施率	100%	100%											100%
医療機関照会件数	389	271											660
レセプト返戻件数	1,644	1,788											3,432
資格点検効果額 加入者1人当たり(累計)	244	449											693

iii) 効果的な外傷点検の実施

▶令和3年度の評価と課題

- ・業務手順書に基づき外傷レセプトを漏れなく点検し加害者求償を実施した。

«実施策»

- ・負傷原因照会について確実に実施し、未回答者には再送付のうえ提出を促し照会回答を得る。
- ・負傷原因照会回答により、業務上災害及び第三者行為による加害者求償について、迅速に調査決定を実施する。また請求漏れを防止するため進捗管理を確実に実施する。

«実施結果»

- ・業務手順書に基づき、点検・負傷原因照会の実施加害者求償を実施している。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
負傷原因照会件数	136	128											264
回答件数	137	98											235
再照会件数	137	127											264
傷病届受付件数	14	12											26
受付残件数	120	128											248
外傷点検効果額 加入者1人当たり(累計)	4	7											11

iv) 多受診者への適正受診指導の強化

▶令和3年度の評価と課題

- ・新規対象者には速やかに照会・アンケートを実施し、既存対象者にはタイミングを見計らいながら照会・アンケートを実施した。1名増の結果だが、翌月には年度当初の同数の管理対象者数となった。

«実施策»

- ・システムから多受診データを取得し、対象者へ適正受診の照会文書を送付するとともに、その後の受診状況を管理する。

«実施結果»

- ・今年度については、新規対象者の発生なし。
- ・過年度分対象者について6月に2名、文書照会を実施している。

1 基盤的保険者機能関係

(5) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

▶令和3年度の評価と課題

- 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合については、患者照会や施術所への文書指導等を実施した結果、KPIの目標を達成できた。

«事業計画»

- 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。
なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受療についての正しい知識の普及を図る。
 - あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
 - 厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。
- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

数値指標（KPI）	実績 令和3年度 滋賀支部	（参考） 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合	0.40%	0.95%	0.40%以下	0.46%	4月末現在

«実施策»

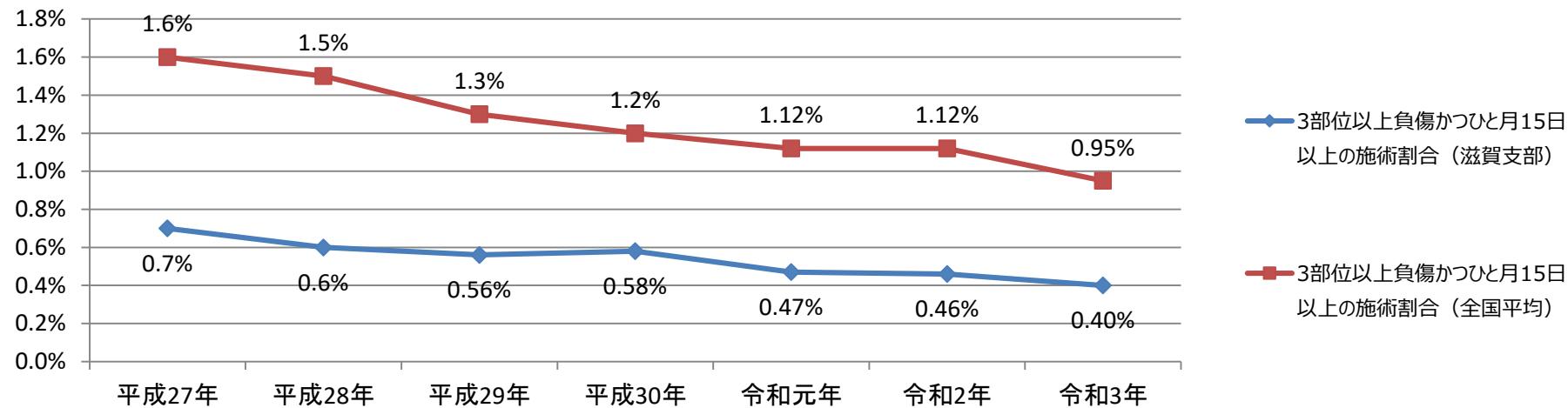
- 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を実施するとともに、本部提供データを活用し、いわゆる「部位ころがし」が疑われる申請に対する照会を強化する。
- 柔道整復療養費審査会や面接確認委員会を通じて、請求内容が作為的、不正又は著しい不当が疑われる施術所の改善を図る。

«実施結果»

- 施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術に対する患者照会を全件実施。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
照会件数	102	189											291
部位ころがし照会件数	31	96											127
3部位15日以上施術所数	52												52
3部位15日以上割合	0.46												0.46

3部位以上負傷かつひと月15日以上の施術割合



		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
【KPI】 3部位以上負傷 かつひと月15日 以上の施術	滋賀	件数(件)	814	732	727	769	504	604	564	52 (4月末)
	割合(%)	0.7	0.6	0.56	0.58	0.47	0.46	0.40	0.46 (4月末)	
	全国	件数(件)	244,817	230,096	204,407	189,660	175,883	160,251	143,059	未確定
	割合(%)	1.6	1.5	1.3	1.2	1.12	1.12	0.95	未確定	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
あんまマッサージ・指圧・鍼灸施術 療養費支払件数	297	295											592
保険給付適正化PT審議件数	0	0											0
うち情報提供件数	0	0											0

1 基盤的保険者機能関係

(6) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

▶令和3年度の評価と課題

- ・債権回収計画に基づき、対象者への早期対応、債務者の属性に対応した郵送・弁護士名催告・訪問催告・法的措置による催告を実施し、前年度並みの結果が得られた。
- ・保険証回収においては、電子申請に伴う保険証送付の遅延、その保険証回収強化により、県内年金機構や社労士会に対し保険証回収の現状説明し、保険証早期回収の協力依頼を実施してきたが、昨年より落ち込んだ数字となった。今後は電子申請分の判別がシステム対応することによって、より緻密な回収督促業務に移行していく。

«事業計画»

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
 - ・未返納の多い事業所データ等を活用した事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。
 - ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。
- KPI : ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

() 内の数値は全国順位

数値指標 (KPI)	実績 令和3年度 滋賀支部	実績 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
資格喪失後1か月以内の保険証回収率	80.06%(37位)	84.11%	80.06%以上	91.23%	(5月実績まで)
返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率	79.99%(5位)	55.48%	80.00%以上	73.00%	(5月実績まで)

数値指標 (支部)	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
債権残高（返納金）について前年度より下回る。	43,469,076円以下	51,118,115円	(5月実績まで)
債権管理・保険者間調整による返納金回収件数（債務者数）について前年度を上回る。	197件以上	75件	(5月実績まで)

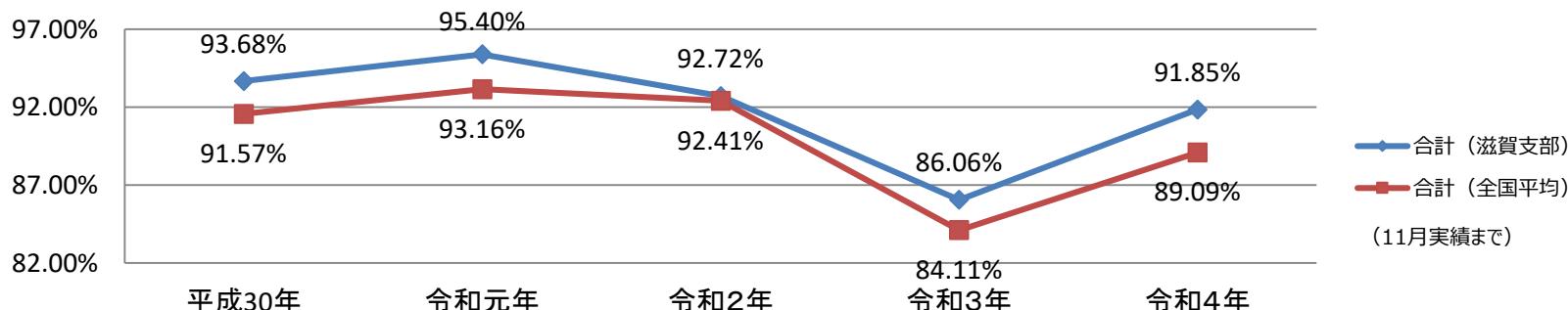
«実施策»

- ① 債権回収計画に基づき以下の施策を実施する。
 - i 保険証未返納者への文書催告を資格喪失処理後、早期に（おおむね1か月）3回実施する。（日本年金機構実施分含む）
※電子申請分は2回実施（日本年金機構では催告をしていない）。
 - ii 保険証未返納者への電話催告を実施する。
 - iii 債権回収計画を策定し、計画的に文書や電話、訪問による催告を実施する。
 - iv 保険者間調整やレセプト振替サービスを積極的に活用するため、債務者にアウトソースによる利用勧奨を行う。
- ② 保険証返納及び適正利用、資格喪失届への保険証の添付を周知するための広報活動を行う。
- ③ 未反応や不履行な債務者に対し、法的手続きを実施する。

«実施結果»

- ① 債権回収計画に基づき、文書催告等を実施している。
- ② 事業所において、複数名の保険証未回収者がいた場合、当該事業所への早期回収依頼を文書で実施している。

保険証回収率（一般加入者・任意継続）

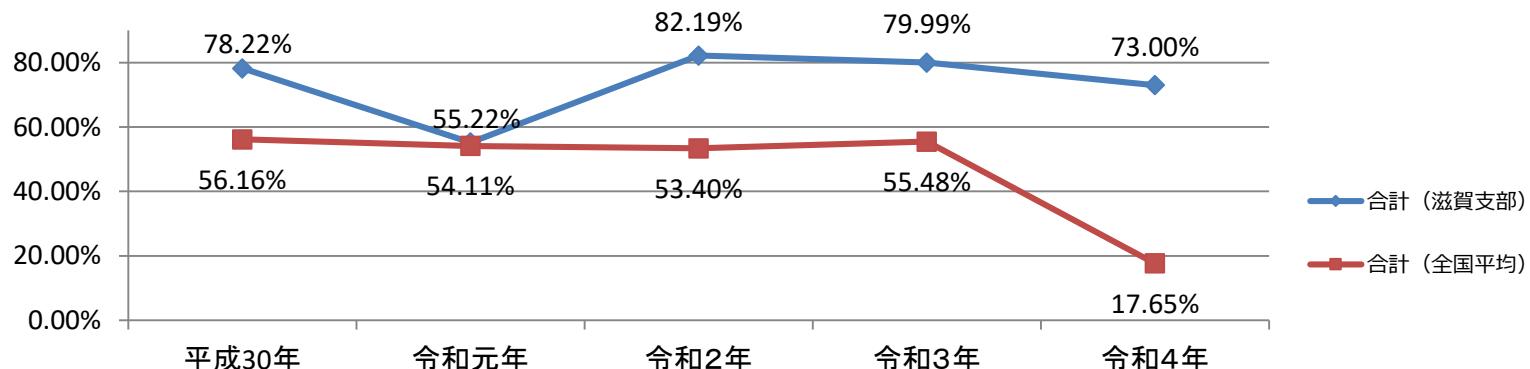


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	1,742	1,576											3,318
電話催告件数	36	42											78
保険証回収率 (%)	92.48%	91.23%											

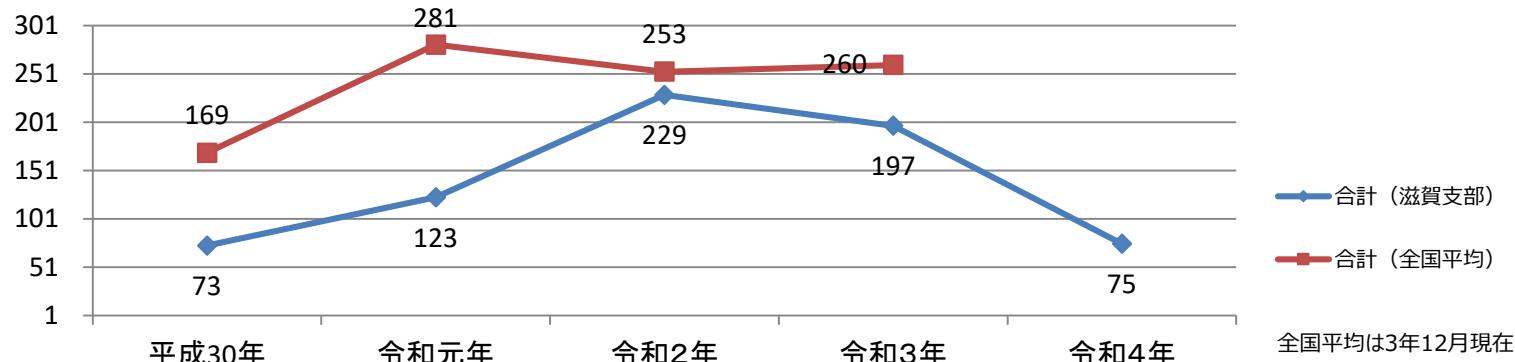
周知・広報

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
勧奨内容	自治体への個別電話勧奨	自治体への個別電話勧奨											
件数	4	2											6

債権回収年度別推移



保険者間調整件数年度別推移



③ 債権回収計画に基づき、未納者に対する各種催告（郵便・訪問・電話）を速やかに実施、なお高額な債務者に対しては、法的措置を実施し回収業務を推進しているが、保険者間調整金額の増による一時的未回収期間のため回収率が減となっている。

返納金債権の回収

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
返納金調定件数	179	195											374
時効消滅件数	11	3											14
返納金調定金額	20,826,244円	13,429,907円											34,256,151円
返納金残額	60,452,715円	51,118,115円											-
返納金回収率	4.63%	73.00%											-

返納金債権の催告

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
文書催告件数	340	302											642
電話催告件数	5	1											6
訪問催告件数	13	0											13
弁護士名催告	22	27											49
法的措置収納完済件数	1	1											2

保険者間調整の利用促進

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保険者間調整件数	26	17											43

1 基盤的保険者機能関係

(7) 被扶養者資格の再確認の徹底

▶令和3年度の評価と課題

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率については、令和4年2月下旬以降に未提出事業所への電話による届出勧奨を積極的に実施することで、KPIの目標を達成できた。

«事業計画»

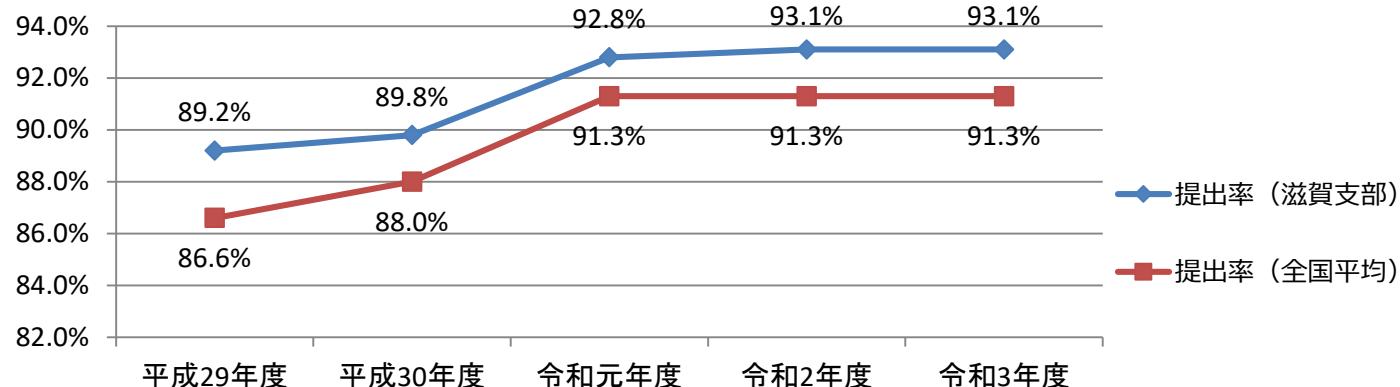
- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
 - ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
 - ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.5%以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考) 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	93.1%	91.3%	93.5%	未実施	下期で実施

«実施策»

- ・本部による未提出事業所への1次勧奨の後、支部独自の2次勧奨を実施する。
- ・未送達事業所について日本年金機構への照会等を実施し、送達を徹底する。

対象事業所からの被扶養者資格再確認書の提出率等



			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象事業所数	滋賀	件数	11,891	12,188	13,226	12,272	12,429	-
	全国	件数	1,263,914	1,315,182	1,446,812	1,334,462	1,346,980	-
提出事業所数	滋賀	件数	10,608	10,947	12,278	11,430	11,574	-
		提出率	89.2%	89.8%	92.8%	93.1%	93.1%	-
	全国	件数	1,094,139	1,156,747	1,321,600	1,218,317	1,229,381	-
		提出率	86.6%	88.0%	91.3%	91.3%	91.3%	-
勧奨件数	滋賀	件数	-	-	4,206	1,908	2,075	-
対象被扶養者数	滋賀	件数	67,211人	67,837人	132,134人	62,529人	60,113人	-
	全国	件数	7,381,647人	7,480,414人	13,204,839人	6,881,410人	6,344,619人	-
被扶養者削除人 数	滋賀	件数	655人	660人	620人	617人	835人	-
		削除率	0.97%	0.97%	0.47%	0.99%	1.35%	-
	全国	件数	75,685人	70,897人	66,193人	68,027人	73,047人	-
		削除率	1.03%	0.95%	0.47%	0.99%	1.08%	-

1 基盤的保険者機能関係

（8）オンライン資格確認の円滑な実施

▶令和3年度の評価と課題

- ・支部のKPIは定められていないが、適切な時期に広報を実施する。

«事業計画»

- ・オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。

数値指標（KPI）	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考) 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする【本部実施】	%	未実施	%	未実施	

«実施策»

納入告知書同封チラシや、メールマガジンでの広報とともに、健康保険委員研修会や算定基礎届説明会等の説明機会毎にリーフレット等による周知広報を実施する。

«実施結果»

- ・8月の納入告知書に厚生労働省作成チラシが同封される予定。滋賀支部の定期広報誌においては、下期に広報を掲載予定。

1 基盤的保険者機能関係

(9) 業務改革の推進

▶令和3年度の評価と課題

- 育成計画に基づき審査者・確認者の多能化と生産性の向上を図った。また、傷病手当金の申請件数の増加に対しては、柔軟な事務処理体制を実施する中で、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守できた。

«事業計画»

- 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。

数値指標

KPIの設定なし

«実施策»

- 山崩し方式定着活動を推進することにより、職員一人ひとりの多能化と生産性の向上を図る。

«実施結果»

- 各ユニットごとにミーティングや勉強会を実施して、業務処理手順の確認や知識の向上を図った。
- 育成対象職員に対して、育成計画に沿ったOJTを実施して、多能化を図った。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決裁者・確認者ミーティング	12回	11回	11回	2回(5月末)
知識テスト	—	8回	12回	0回(5月末)
勉強会	12回	11回	12回	2回(5月末)

2 戰略的保険者機能関係

(1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

«事業計画»

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

（滋賀支部データヘルス計画）

上位目標（10年程度先に成果を評価する目標）

滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る。

（目標：年間一人当たり入院医療費を4,600円より下回る）

中位目標（6年後に達成すべき目標）

生活習慣の改善による血圧のリスク因子保有率の減少

（中間目標 2020年度：36.6%）

«実施策»

- ・県及び市町との健康づくりの推進に係る覚書に基づき、自治体住民・加入者の健康増進を目的として協働で医療費分析を行う。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートによるデータ分析を行う。
- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・実施に当たっては、定量的かつアウトカムを重視した目標の設定により、PDCAサイクルを一層強化する。
- ・アクション宣言事業所への事業所カルテの定期的な提供の実施を行う。

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

«事業計画»

- ・特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。
- ・事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。

また、事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診実施率を69.5%以上とする
② 事業者健診データ取得率を14.3%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を39.0%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考)目標 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考（5月実施分まで）
生活習慣病予防健診実施率	66.0%	67.7%	69.5%	9.8%	13,341人/136,609人
事業者健診データ取得率	13.3%	12.8%	14.3%	1.2%	1,603人/136,609人
被扶養者の特定健診実施率	38.4%	37.1%	39.0%	0.9%	364人/38,493人

①生活習慣病予防健診（被保険者）

▶令和3年度の評価と課題

令和2年度に引き続きコロナ禍ではあったが、健診機関でのリスク対策も講じているため、令和元年度を上回る結果となった。しかしながら、健診の対象者の人数が少ない事業所ほど健診受診率が低いことから、こういった小規模事業所の健診受診率を向上させることが課題である。そのため、秋ごろに生活習慣病予防健診（集団健診）の受診勧奨を被保険者本人宛に行う予定。

«実施策»

健診の受診勧奨対策

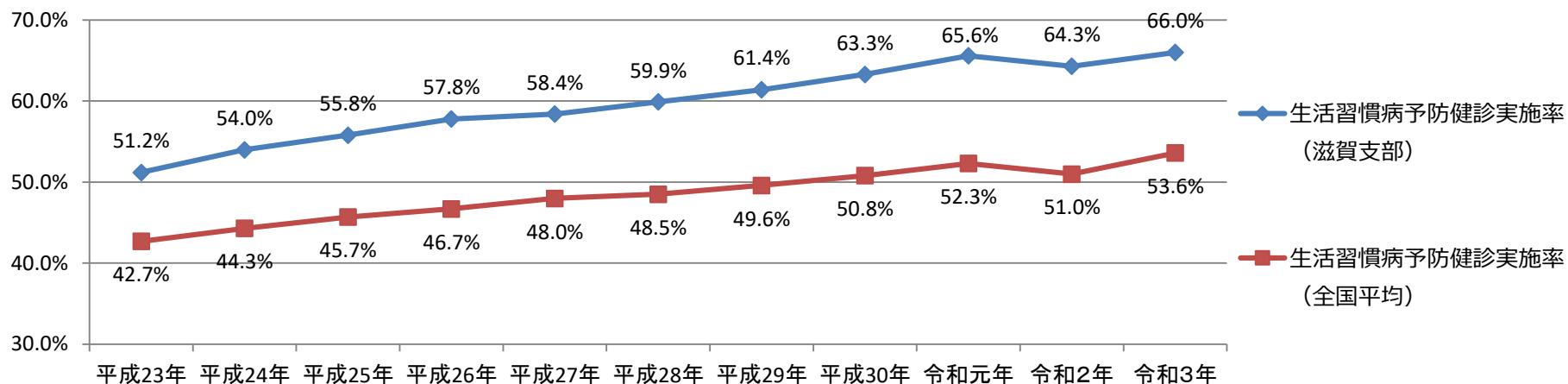
- ・健診推進経費（インセンティブ）を活用し、健診機関のモチベーション向上につなげることで、生活習慣病予防健診の実施率向上及び事業者健診データの提供につなげる。
- ・生活習慣病予防健診を利用していない事業所や利用率の低い事業所へ、DM送付や電話による利用勧奨を実施する。なお、電話勧奨結果を分析等することで、利用しない要因等を把握し、ボトルネックに応じた対応策等を検討する。
- ・生活習慣病予防健診を利用していない対象者へ、個別の未受診者勧奨を実施する。勧奨に併せて、集団健診の会場および日程を周知広報することで、受診しやすい環境を整備する。

«実施結果»

- ・健診推進経費を活用する健診機関は26機関。
- ・生活習慣病予防健診の受診勧奨を9月初旬に予定し、そのための準備（集団健診日程の整備やDMの調達）を実施している。

目標	上期（中間）34.7%						下期（期末）69.5%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 136,609人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受診者数	6,059	7,282										
受診者数 (累計)	6,059	13,341										
実施率	4.4%	9.8%										
前年実績	6,282	6,048	7,896	9,619	6,977	8,837	8,88	8,675	7,312	7,161	7,348	7,193
伸び率（累計）	96%	108%										

生活習慣病予防健診実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数 (40~74歳)		105,066人	106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710人	-
受診者数 (実績)		53,792人	57,665人	61,647人	65,880人	69,152人	73,199人	78,045人	83,444人	89,002人	88,602人	92,233人	-
実施率	滋賀	51.2% (12位)	54.0% (11位)	55.8% (11位)	57.8% (9位)	58.4% (10位)	59.9% (8位)	61.4% (8位)	63.3% (5位)	65.6% (6位)	64.3% (7位)	66.0% (8位)	-
	全国	42.7%	44.3%	45.7%	46.7%	48.0%	48.5%	49.6%	50.8%	52.3%	51.0%	53.6% (暫定)	-

② 事業者健診データ取得（被保険者）

▶ 令和3年度の評価と課題

労働局長との連名勧奨後の電話勧奨結果からも、小規模事業所における健診実施状況が低かったことから、事業者健診結果データの提供ではなく、協会けんぽの生活習慣病予防健診のメリットを伝え、ご利用いただくことが必要。

毎年の提供依頼に、同意いただいている事業所については、他の経済団体や関係団体からの協力依頼を行っていくことも必要。

健診機関へは毎月のデータ作成を依頼し、紙データでの提供をお願いする事業所へは、引き続きもなく提供を依頼し、提供がない事業所へは、フォローコールも行う予定。

«実施策»

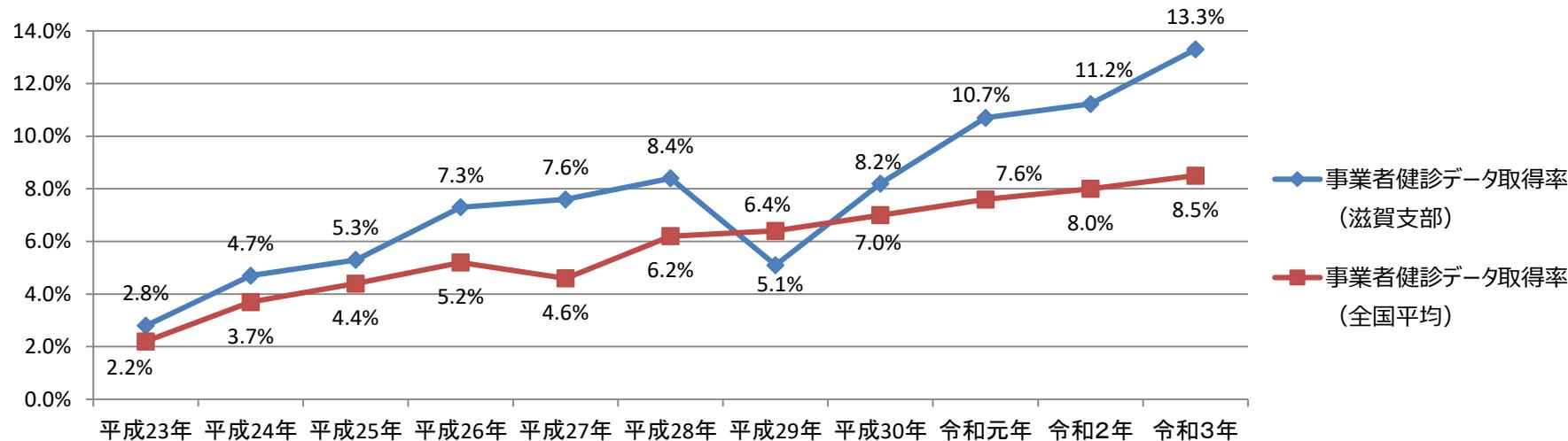
- ・事業者健診結果データの取得促進に向けて、滋賀労働局や関係団体と連携した取り組みを継続実施する。
- ・事業者健診結果データの提供についての同意書をすでに協会けんぽへ提出している事業所の健診結果データの進捗管理を行い、健診機関からのデータ提出漏れを防ぐ。

«実施結果»

- ・労働局との連名勧奨を8月下旬に実施予定し、そのための準備（DMや電話勧奨業務の調達）を実施している。

目標	上期（中間）5.5%						下期（期末）14.3%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 136,609人	680	923										
受診者数	680	1,603										
受診者数 (累計)	0.5%	1.2%										
実施率	618	109	975	1,071	1,510	3,249	930	2,225	1,166	808	2,388	3,516
伸び率（累計）	110%	221%										

事業者健診結果データ取得実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数 (40~74歳)		105,066人	106,796人	110,419人	114,035人	118,390人	122,156人	127,123人	131,872人	135,773人	137,794人	139,710人	-
受診者数 (実績)		2,892人	5,034人	5,848人	8,301人	9,034人	10,314人	6,506人	10,862人	14,501人	15,481人	18,565人	-
実施率	滋賀	2.8% (16位)	4.7% (18位)	5.3% (19位)	7.3% (13位)	7.6% (7位)	8.4% (17位)	5.1% (35位)	8.2% (20位)	10.7% (13位)	11.2% (12位)	13.3% (9位)	-
	全国	2.2%	3.7%	4.4%	5.2%	4.6%	6.2%	6.4%	7.0%	7.6%	8.0%	8.5% (暫定)	-

③ 被扶養者の特定健診

▶ 令和3年度の評価と課題

令和2年度から開始した後半の日程（10月・11月・3月）への再勧奨により、受診者数の増加につながった。健診の申し込み時期や健診受診日のタイミングでコロナが感染拡大すると申込数及び受診者数に影響を及ぼしやすいため、案内を届ける再勧奨は非常に効果的であった。また、令和4年度は6月開始を5月開始に早めることで、受診者数の増加につなげる予定。

がん検診との同時実施を市町に働きかける資料も工夫することで、特にニーズの高い乳がん検診の同時実施会場が16から23会場に令和4年度は増加した。

«実施策»

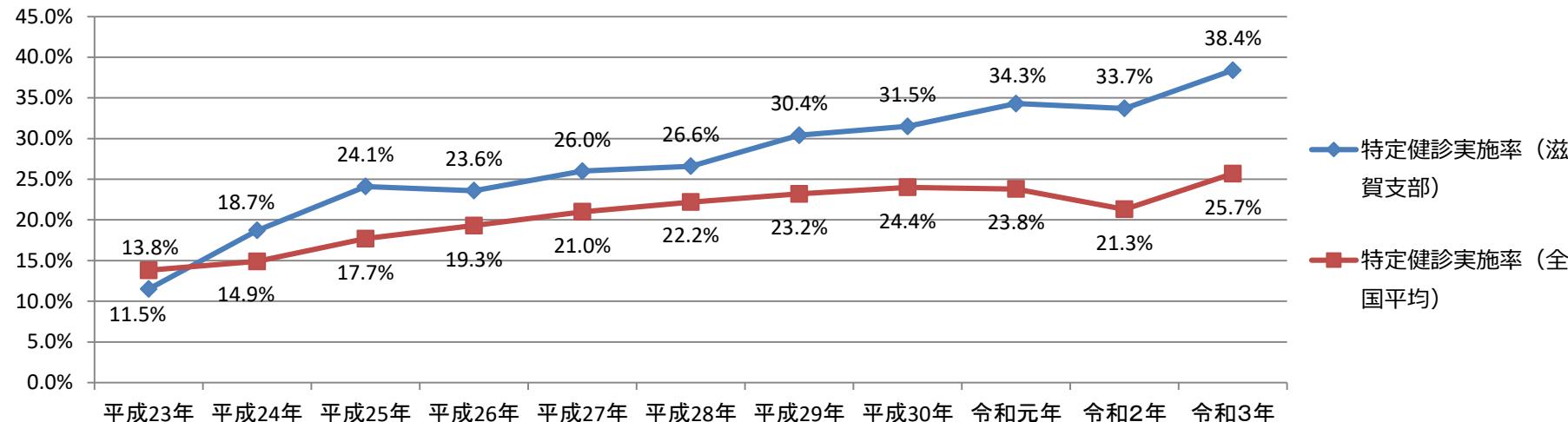
- ・被扶養者の特定健診について、受診者の利便性の向上や内容の充実を図るため、市町との連携によるがん検診同時実施や、オプショナル健診等の付加価値を活用した集団健診を継続実施する。
- ・無料健診を最大限生かすため、過去の申し込み状況を把握し、開始時期を早めることで、申し込みの少ない後半の会場へは再勧奨等を積極的に行う。
- ・特定健診実施率等の向上を図るため無料健診受診者へのアンケート結果を分析しボトルネックの類型に応じた対応方針を検討する。
- ・健診機関、健診会場での新型コロナウィルス感染症対策を万全なものとし、また対策内容について広報を積極的に行う。

«実施結果»

- ・今年度初めて5月に4会場設けて実施。852人が受診し、約3割の方が昨年度健診を受診していない方であった。（受診者アンケート引用）

目標	上期（中間）14.0%						下期（期末）39.0%					
対象者 38,493人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
受診者数	143	221										
受診者数 (累計)	143	364										
実施率	0.4%	1.0%										
前年実績	169	106	386	2,087	927	1,456	2,455	2,564	2,094	189	505	1,587
伸び率（累計）	85%	132%										

特定健診受診率実績の推移



() 内の数値は全国順位

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数 (40~74歳)		38,873人	39,030人	39,692人	39,884人	39,580人	39,012人	39,187人	39,159人	39,196人	38,758人	37,819人	-
受診者数 (実績)		4,471人	7,304人	9,562人	9,411人	10,288人	10,368人	11,894人	12,339人	13,441人	13,058人	14,525人	-
実施率	滋賀	11.5% (38位)	18.7% (15位)	24.1% (5位)	23.6% (9位)	26.0% (9位)	26.6% (12位)	30.4% (5位)	31.5% (6位)	34.3% (3位)	33.7% (3位)	38.4% (3位)	-
	全国	13.8%	14.9%	17.7%	19.3%	21.0%	22.2%	23.2%	24.4%	23.8%	21.3%	25.7% (暫定)	-

2 (1) 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

ii 特定保健指導の実施率及び質の向上

«事業計画»

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。
 - ・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施とともに、効果検証を行う。
 - ・特定保健指導の質の向上のため、アウトカム指標を用いた試行的な運用を行う。
 - ・また、事業主や加入者のニーズにより寄り添った保健事業を提供できるよう、企画立案能力等の向上を目指した協会保健師の育成プログラムの策定（保健師キャリア育成課程）を実施するとともに、保健事業の効果的・効率的な実施体制の構築に取り組む。
- KPI : ① 被保険者の特定保健指導の実施率を34.5%以上とする
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を31.0%以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考実績) 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考（5月実施分まで）
被保険者の特定保健指導の実施率	18.6%	28.5%	34.5%	2.5%	522人/20,492人
被扶養者の特定保健指導の実施率	24.2%	28.6%	31.0%	5.3%	76人/1,441人

①被保険者

▶令和3年度の評価と課題

- ・生活習慣病予防健診調査時等の勧奨により興味は示すものの、新規委託にはつながらなかった。実施率の高い支部の状況を、健診機関へ伝えたが、マンパワー不足を理由に実施件数が増加しない状況続いているので、健診機関との打ち合わせを行い、「阻害要因が何か、課題解決には何が必要か」を両者で考えていく必要がある。
- ・支部におけるマンパワー不足（指導者の欠員）もあり、外部委託での実施が急務である。

«実施策»

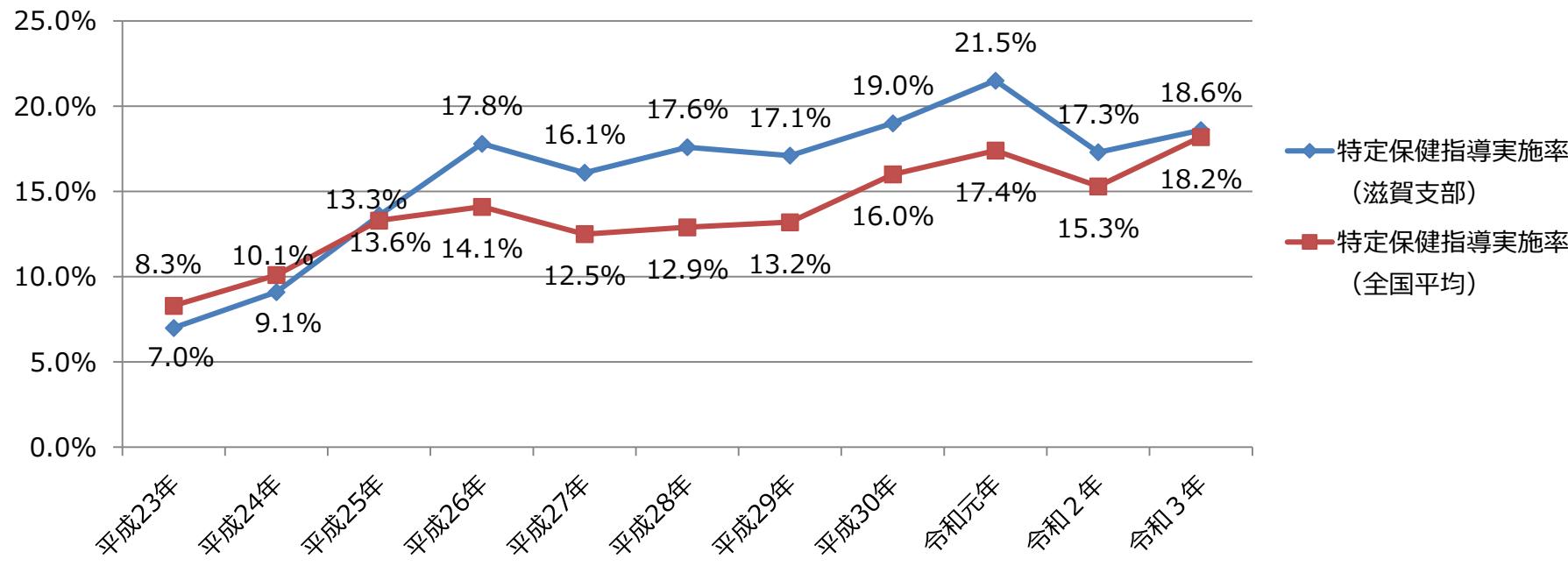
- ・健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。
- ・また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。
- ・特定保健指導の対象者が多くかつ実施率の低い事業所へのトップセールス（訪問勧奨）等を行う。
- ・特定保健指導未委託機関への積極的な勧奨により、新規委託機関を増加することで、対象者の利便性向上を図る。

«実施結果»

- ・対象者数の多い健診機関との打ち合わせを開始した。

目標	上期（中間）12.0%						下期（期末）34.5%					
	対象者 20,492人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
受診者数	308	214										
受診者数 (累計)	308	522										
実施率	1.5%	2.5%										
前年実績	346	286	320	298	349	262	267	296	200	230	305	476
伸び率（累計）	89%	81%										

特定保健指導実施率（被保険者）の推移



		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数 (40~74歳)	滋賀	10,720人	12,268人	13,482人	14,351人	15,139人	16,115人	16,922人	18,303人	18,942人	18,365人	19,501人	-
受診者数 (実績)	滋賀	755人	1,134人	1,836人	2,548人	2,436人	2,838人	2,900人	3,483人	4,069人	3,182人	3,635人	-
実施率	滋賀	7.0%	9.1%	13.6%	17.8%	16.1%	17.6%	17.1%	19.0%	21.5%	17.3%	18.6%	-
	全国	8.3%	10.1%	13.3%	14.1%	12.5%	12.9%	13.2%	16.0%	17.4%	15.3%	18.2% (暫定)	-

②被扶養者

▶令和3年度の評価と課題

- ・無料健診を受診される方が多いため、無料健診会場での当日分割実施が有効である。当日実施をするためには、声掛けから保健指導の実施までの動線が重要であることを理解し、無料健診を実施している6機関で好事例を共有する必要がある。

«実施策»

- ・健診、特定保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談について、健診機関への働きかけを行う。
- ・また、平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法を検討し実施する。

«実施結果»

- ・健診機関ごとの実施状況の共有は本格実施する7月以降に実施予定。

目標	上期（中間）11.8%						下期（期末）31.0%					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象者 1,441人	53	23										
受診者数	53	23										
受診者数 (累計)	53	76										
実施率	3.6%	5.3%										
前年実績	32	20	30	53	10	17	13	34	22	34	31	54
伸び率（累計）	166%	146%										

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iii 重症化予防対策の推進

▶令和3年度の評価と課題

- ・電話勧奨は事業所へ電話をし、対象者を呼び出してもらうため、仕事中で電話に出られずに勧奨出来ないことが多い。
- ・健康アクション宣言事業所における事業所での受診勧奨が進んでいる事例を確認し、他の事業所へ好事例を展開することも必要である。
- ・事業者健診結果データと同様に、他の関係団体との連携も必要である。そのためには業態別カルテにより、業種業態別の健康状態見える化したツールの活用も必要である。

«事業計画»

- ・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。
 - ・また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。
- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする

数値指標（KPI）	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考)目標 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	9.9%	11.8%	12.4%	未確定	

«実施策»

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施。
 - ・協会けんぽ本部が実施する一次勧奨後に支部から、より重症域の対象者へ、文書勧奨及び電話勧奨の二次勧奨を実施する。
 - ・二次勧奨時の文書勧奨に使用するリーフレットの内容を見直し、より視覚的に医療機関への受診の必要性を感じてもらえるようにする。
 - ・労働安全衛生の観点から事業所における受診勧奨の取り組みを促進するため、事業主が従業員に対して声掛けがしやすいポスターを作製し配布する。ポスターの配布については、効果を高める関係団体と連携協力を図る。
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・甲賀健康福祉事務所との連携協力により、健診受診後に、早期に診断し適切な治療を受けられる連携体制を作ることで（勧奨文書に連携医リストを同封）、医師の指示に基づき、協会けんぽの保健師が保健指導を実施し生活改善の介入を図ることで、重症化を予防する。
 - ・この事業を継続し、他の圏域で連携医の協力体制等が整っている圏域への展開を検討する。
 - ・滋賀県、滋賀県医師会、滋賀県保険者協議会との連携による「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」の取り組みにより、滋賀県の未治療者の医療機関受診を高める。

«実施結果»

- ・これまで、血圧・血糖による医療機関への受診勧奨であったが、10月から始まるLDLに着目した勧奨事業に備え、勧奨に使用するリーフレットの内容を見直した。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響で約2年間開催されていなかった甲賀圏域でのPT会議は、7月12日に開催予定。今後は他の圏域でも開催予定。

2（1）第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

iv 健康経営（コラボヘルスの推進）

▶令和3年度の評価と課題

- ・7月に宣言項目の見直しを行い、併せて既宣言事業所のフォローバック体制（1年の事業サイクル）を定めた。また、宣言事業所獲得のため外部協力事業者公募、事業所カルテを用いた文書勧奨といった新たな取り組みも行った。
- ・R4/1の勧奨は反応率が低く、宣言事業所獲得のための施策について新たな取り組みの必要がある。

«事業計画»

- ・健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。
 - ・健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。
 - ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。
- KPI：健康宣言事業所数を640事業所以上とする。

数値指標（KPI）	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考)目標 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
健康経営宣言事業所数	468	57,000	640	484	R5月末時点

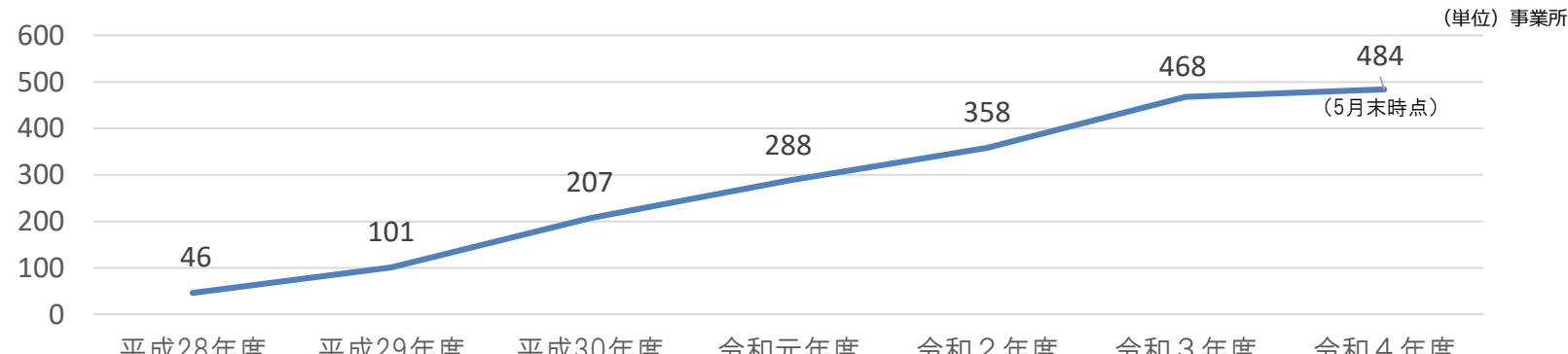
«実施策»

- ・優良法人認定を受けた事業所等の取組事例集を作成し、好事例の横展開を図る。
- ・事業主や経営層を対象としたセミナーを開催し、健康経営の必要性を訴求する。開催にあたっては、オンライン方式など、新型コロナウィルス感染症の状況に合わせて柔軟に対応する。
- ・健康教室を開催し（Webによる開催も含む）、事業所における健康づくりの推進を支援する。
- ・健康測定器などを事業所に貸出すことで、事業所内での健康意識を高め健康経営の機運を高める。

«実施結果»

- ・健康教室（15講座）、健康測定機器の貸し出しを5月から開始。機器については、今年度、新たに糖化度測定器の貸し出しを実施。
- ・令和3年度に引き続き、外部協力事業者による健康アクション宣言登録勧奨を実施。
- ・アクサ生命主催、協会けんぽ滋賀支部共催の健康経営セミナーを開催（5月）

健康経営宣言事業所数



(R4.5月末時点)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康経営宣言事業所数	46	101	207	288	358	468	484

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康教室実施数	30	41	47	37	60	67	31 (※1)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
健康測定機器貸出数 (※2)	40	66	73	98	101	114	122 (※1)

(※1) 令和4年度は5月末時点の申込件数。

(※2) 令和3年度までは、血管年齢測定器貸出数。令和4年度は、糖化度測定器および血管年齢測定器の貸出数となる。

2 戰略的保険者機能関係

(2) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

▶令和3年度の評価と課題

- ・健康保険委員の新規委嘱者数が伸びているのにも関わらず、被保険者カバー率が下がっているのは中～大規模事業所への勧奨（R4.1に健康宣言勧奨と併せて実施）が低反応率であり退職等による自然減分をカバーできなかつたため。新たな施策が必要である。

«事業計画»

- ・加入者・事業主等に幅広く情報発信するため、本部において、「①協会の概要・財政状況」、「②申請手続き」、「③医療費適正化への取組」及び「④健康づくり」を主な広報テーマとした全支部共通の広報資材を作成し広報を行う。
 - ・支部においては、本部で作成した広報資材も活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
 - ・作成した広報資材を活用した広報の実施結果を踏まえ、広報資材の改善、拡充を検討する。
 - ・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を47%以上とする

数値指標 (KPI)	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考実績) 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	41.1%	47.6%	47.0%	－%	R4年度は本部集計中

«実施策»

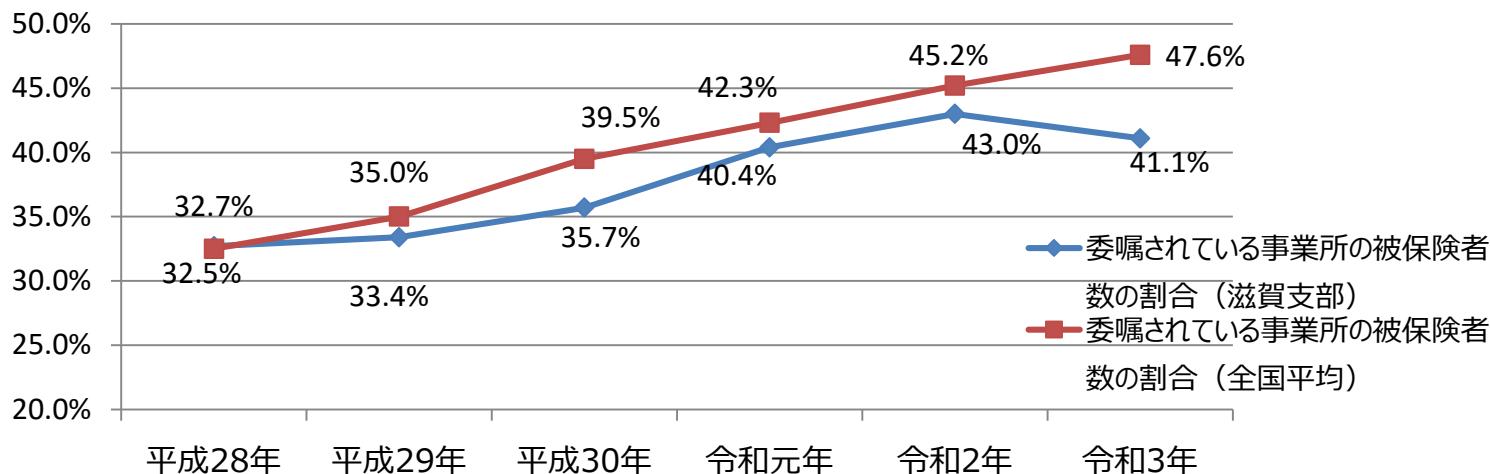
- ・定期的なDM勧奨を継続すると共に、被保険者数が一定以上の未委嘱事業所については、アクション宣言の勧奨と合わせた効率的な勧奨を行う。

«実施結果»

- ・新規適用事業所へ生活習慣病予防健診案内時に勧奨文書同封。（337事業所/5月末）
- ・新規委嘱した健康保険委員へ本部作成の広報資材「協会けんぽガイドブック」を配布。

※令和4年度については本部集計中につき、数値は令和3年度末時点のものとなる。

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委嘱者数	滋賀	1,249人	1,165人	1,266人	1,392人	1,569人	1,742人
	全国	117,450人	129,879人	152,952人	179,989人	203,425人	236,986人
被保険者カバー率	滋賀	32.7%	33.4%	35.7%	40.4%	43.0%	41.1%
	全国	32.5%	35.0%	39.5%	42.3%	45.2%	47.6%

令和4年3月末現在

2 戰略的保険者機能関係

(3) ジェネリック医薬品の使用促進

▶令和3年度の評価と課題

- ・製薬会社の不祥事等に端を発した供給不安により「見える化ツール」は年2回発送の予定が1回になった。（R4年度は2回発送予定）
- ・R4.3開催のセミナーはこうした状況について正しく理解していただくための情報提供の場として実施。協会としてはジェネリック医薬品使用促進を訴え続ける一方で、状況についての情報も伝えていく必要がある。

«事業計画»

<課題分析>

- ・支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」によりに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

<医療機関・薬局へのアプローチ>

- ・協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

<加入者へのアプローチ>

- ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。
- ・本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。

■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を対前年度末以上とする。

※医科、DPC、調剤、歯科

数値指標（KPI）	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考) 実績 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
ジェネリック医薬品使用割合	81.0%	80.5%	対前年度末以上	- %	令和3年度実績は 令和4年2月診療分

«実施策»

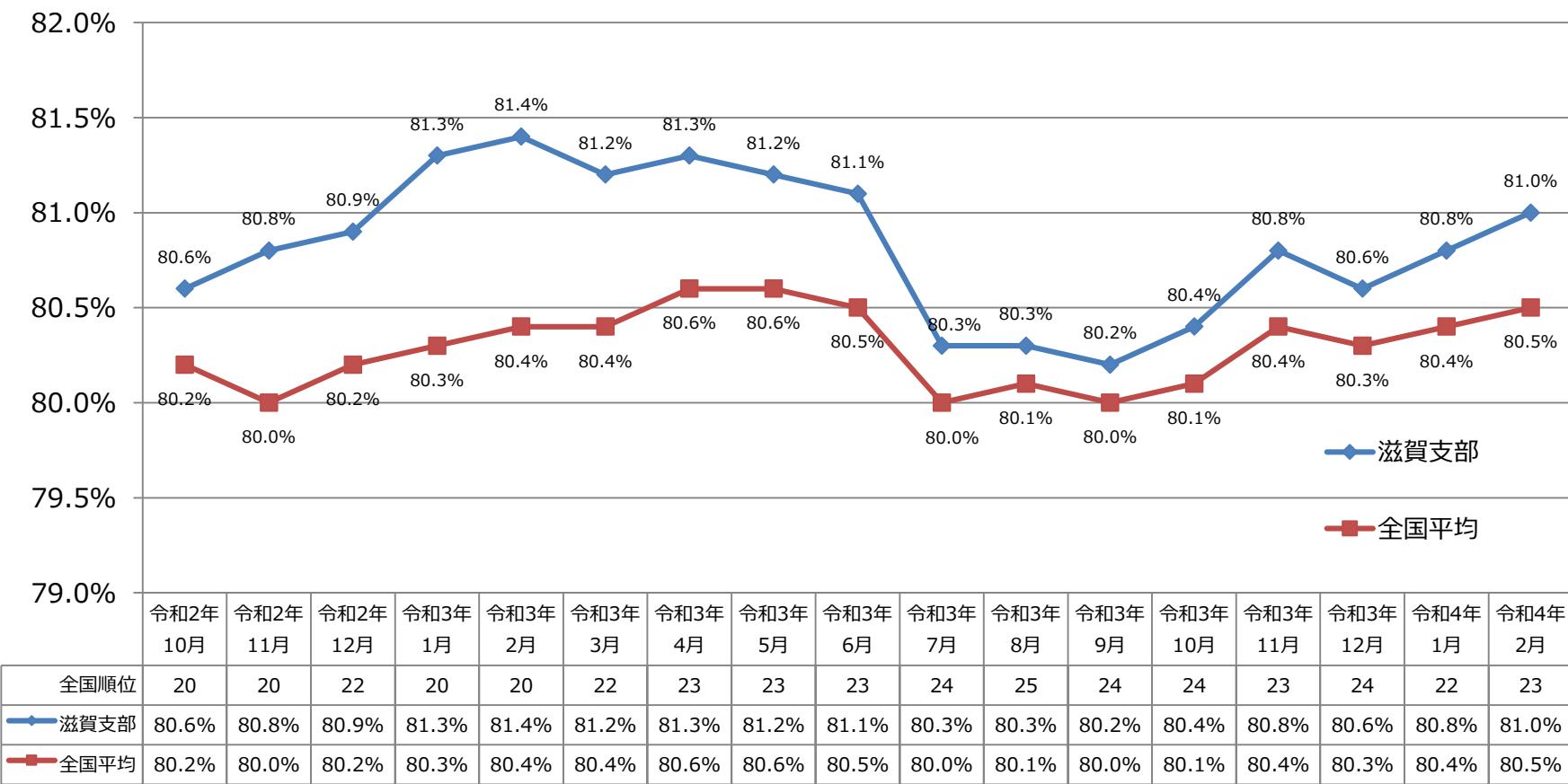
- ・医療機関への年2回の見える化ツールの提供を継続して行う。
- ・医療関係団体等への働きかけも継続し、使用促進に関するセミナーや広報への協力依頼を行う。
- ・保険者協議会と協力して、県内の医療機関へ積極的に働きかけを行う。

«実施結果»

- ・令和4年3月30日にジェネリックセミナーを開催。令和4年4月に滋賀支部YouTubeチャンネルにおいて動画を配信した。
- ・健康保険委員向け広報誌「健康保険委員News5月号」において、ジェネリック医薬品希望シール等に関する広報を実施。
5月末時点で41事業所から申し込みがあった。

※令和4年2月分が現時点で直近の数値となる。

ジェネリック医薬品使用状況 <新指標による後発医薬品割合 (数量ベース) >



注1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. 「[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量])」で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」（厚生労働省）による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることがある。

2 戰略的保険者機能関係

■ (4) インセンティブ制度の着実な実施

▶令和3年度の評価と課題

- ・WEB広報時の素材はインセンティブ5項目の中でも「保健指導」に着目させる内容としたため、保健事業広報へも転用することができた。個々の項目に着目すると他事業へも転用できるという利点があるが、一方で制度全体の仕組みなども広報する必要がある。バランスよく広報を行う必要がある。
- ・認知度等の効果を定量的に測定することが課題である。

«事業計画»

- ・令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、令和4年度から着実に実施するとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。

数値指標

KPIの設定なし

«実施策»

- ・加入者への周知としてWEBやメディアを活用した広報を、事業主への周知としては経済団体の定期広報誌等を活用した広報を行う。

«実施結果»

- ・未着手（8月以降に実施予定）

2 戰略的保険者機能関係

■ (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

i 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

▶令和3年度の評価と課題

- ・本部が実施する統計分析研修等を活用し、データを扱える職員を増やす必要がある。

«事業計画»

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和6年度からスタートする次期計画の策定に向けて意見発信を行う。

数値指標

KPIの設定なし

«実施策»

- ・健診結果データ、医療費データ等を活用し、県内の特徴的な傾向をつかむことによって意見発信につなげる。

«実施結果»

- ・分析ノウハウを共有して根付かせることを目的に、調査分析PT会議をスタート。隔週月曜日に会議を開催し、支部職員の基礎知識の習得から分析結果の公表を目指す。（4月より開催）

2 (5) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

ii 医療提供体制に係る意見発信

▶令和3年度の評価と課題

- ・医療圏ごとの医療提供体制等についてデータを収集しておく必要がある。

«事業計画»

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議 や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

数値指標	KPIの設定なし	他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする 【参考】令和2年度実績 参加率100% (会議開催なし) 令和3年度実績 参加率100% (会議開催なし)
------	----------	---

«実施策»

- ・地域医療見える化したデータベースも活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、他の保険者と連携しエビデンスに基づく意見発信を行う。
- ・これら分析結果については評議会・健康づくり推進協議会等で報告するとともに、加入者や事業主、関係機関への情報提供を行う。

«実施内容»

- ・地域医療構想調整会議が未実施。

他の被用者保険者と連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率	100%	100%	100%	100%	—

協会けんぽが参加している圏域

湖南圏域
東近江圏域
湖東圏域
甲賀圏域

2（5）地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

iii 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

▶令和3年度の評価と課題

- ・「防災ハンドブック」では“#8000”に関する記事を出稿した。このハンドブックは防災授業で使用される場合もある等、子どもを対象に広報をすることのできる稀有な媒体である。継続して出稿する必要がある。
- ・WEB広報では“#8000”“保険証の正しい使用方法”“時間外/休日受診”的3テーマで動画を作成。状況をみてジェネリック医薬品使用促進も広報する必要がある。
- ・認知度等の効果を定量的に測定することが課題である。

«事業計画»

- ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。
 - KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

«実施策»令和3年度新規事業

- ・本部提供データ等を活用し、ホームページへの掲載や各広報媒体を利用し、滋賀支部の状況を発信する。
- ・協定を締結している諸団体にも協力を依頼し、子ども医療費適正化の啓発を行う。

«実施内容»

- ・令和3年度に引き続き、子ども医療費適正化を訴求するため、県内すべての小学校に配布される「防災ハンドブック」への広告出稿（#8000の案内）を実施予定。広告において、公開中のYouTube動画への誘導を実施予定。

2 戰略的保険者機能関係

(6) 調査研究の推進

i 本部・支部による医療費等分析

▶令和3年度の評価と課題

- ・本部が実施する統計分析研修等を活用し、データを扱える職員を増やす必要がある。

«事業計画»

- ・医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においては支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を作成する。支部においては、基礎情報等を活用して医療費等の地域差を中心に分析を行う。
- ・協会が保有するレセプトデータ、健診データ等を活用して、保険者協議会、都道府県、市区町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施を検討する。
- ・医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

数値指標

KPIの設定なし

«実施策»

- ・医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、近隣の大学・研究機関など外部有識者の知見等も活用して分析を実施する体制を整える。

«実施内容»

- ・分析ノウハウを共有して根付かせることを目的に、調査分析PT会議をスタート。隔週月曜日に会議を開催し、支部職員の基礎知識の習得から分析結果の公表を目指す。（4月より開催）

2（6）調査研究の推進

ii 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

▶令和3年度の評価と課題

- ・本部が実施する統計分析研修等を活用し、データを扱える職員を増やす必要がある。

«事業計画»

・本部、支部における医療費等の分析成果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づくり事業等の成果を発表するため、調査研究フォーラムを開催し、調査研究報告書を発行するとともに、各種学会での発表を通して、内外に広く情報発信する。

【本部実施】

- ・統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、調査研究を推進するための体制のあり方について検討する。

数値指標

KPIの設定なし

«実施策»

- ・統計分析研修等に積極的に参加し、調査研究を推進するための体制を整える。

«実施内容»

- ・分析ノウハウを共有して根付かせることを目的に、調査分析PT会議をスタート。隔週月曜日に会議を開催し、支部職員の基礎知識の習得から分析結果の公表を目指す。（4月より開催）

3 組織・運営体制関係

(1) 人事・組織に関する取組

i 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

▶令和3年度の評価と課題

- ・次期システムの運用開始後、次期システムによる業務の進捗状況等を踏まえ、支部の適切な人員配置等を検討する。

«事業計画»

- ・管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、重点的に取り組む。
- ・支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置を行うとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方や標準人員の見直しについて検討する。

«実施策»

- ・業務処理のあり方の見直しによる生産性のさらなる向上を図り、標準人員に基づく人員配置を定着させる。
- ・業務改善委員会等での提案を基に業務の効率化・適正化に取り組む。
- ・業務改善提案制度の活性化により、業務改革・改善を推進する。
- ・職員のコア業務や企画的業務への重点化を図る。

«実施結果»

- ・業務改善提案委員会で検討、採用となった案件について対応中。

3（1）人事・組織に関する取組

ii 人事評価制度の適正な運用

▶令和3年度の評価と課題

- ・評価者の評価基準の更なる均てん化を進める。

«事業計画»

- ・評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

«実施策»

- ・協会の理念の実現に向けて、日々の業務遂行を通じて組織目標を達成するための適切な個人目標を設定する。
- ・面談を通じ職員の理解を深め、組織目標を達成するための適切な進捗管理を行う。

«実施結果»

- ・進捗会議を開催し、各グループ毎に、統一書式を用いて支部業績評価項目について進捗状況の確認を行っている。

3（1）人事・組織に関する取組

iii OJTを中心とした人材育成

▶令和3年度の評価と課題

- ・新入職員が各グループの業務に従事できるよう計画的なOJTを引き続き進める。

«事業計画»

- ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の具体的方策について、引き続き検討を進める。

«実施策»

- ・「OJT」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて人材育成を推進する。
- ・「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。
- また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための本部研修へ多くの職員を参加させる。
- ・支部の研修を充実させ、職員の業務知識の向上を図る。
- ・加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、高い志や新しい視点を常に持ち続け、協会のミッションや目標の実現を図る。また、研修の充実を図る。
- ・業務に関する支部内勉強会を定期的に実施し、支部職員全体の業務知識の底上げを図る。

«実施結果»

- ・支部職員の業務知識底上げのため、毎月1回テーマを決め、支部内研修会を実施。（4月より実施）
- ・ビジネススキル、業務改善、お客様満足度向上等に係る研修を下期に開催予定。

3（1）人事・組織に関する取組

iv 支部業績評価の実施

▶令和3年度の評価と課題

- ・評価方法等の見直しに応じ、支部の業績向上にさらに努める。

«事業計画»

- ・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。【本部実施】

«実施策»

- ・毎月実施している進捗会議において、支部業績評価項目の進捗管理を行う。
- ・他支部との業績評価の比較を通じ、自支部の業績を向上させ、取組の底上げを図る。

3 組織・運営体制関係

(2) 内部統制に関する取組

i リスク管理

▶令和3年度の評価と課題

- ・上記の研修や定期的な委員会の開催に加え、引き続き、朝礼等での事例の読み合わせ等を継続して実施することで啓発を行う。

«事業計画»

- ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。

«実施策»

- ・リスク管理に関する必須研修や、定期的な模擬訓練を確実に実施する。

«実施結果»

- ・個人情報保護、コンプライアンス、ハラスマント防止、メンタルヘルスに関する研修を下期に開催予定。

3（2）内部統制に関する取組

ii コンプライアンスの徹底

▶令和3年度の評価と課題

- ・定期的な委員会の開催に加え、引き続き、朝礼等でのマニュアルの読み合わせ等を継続して実施することで啓発を行う。

«事業計画»

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る
- ・職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。

«実施策»

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、コンプライアンスマニュアルを活用し研修等を通じ徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等の常時点検及び、個人情報等日次チェックリストの活用により、コンプライアンス及びリスク管理を徹底する。

«実施結果»

- ・コンプライアンス委員会（6月）、個人情報保護管理委員会の開催（5月、6月）
- ・「コンプライアンスマニュアル」を支部で作成し、朝礼時に各グループで読み合わせを行っている。（4月～）

3 組織・運営体制関係

(3) その他の取組

i 費用対効果を踏まえたコスト削減等

▶令和3年度の評価と課題

- ・公告期間を適切に設定し、公告後の事業者への声掛け等を積極的に行ったが、KPIは未達成となった。
- より多くの事業者が入札に参加できるよう仕様書等の内容にも気を配り、適切な調達行為の実施を心がける。

«事業計画»

- ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。

入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

- ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次の調達改善に繋げる。
- ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

数値指標 (KPI)	実績 令和3年度 滋賀支部	(参考実績) 令和3年度 全国	目標 令和4年度 滋賀支部	実績 令和4年度 滋賀支部	備考
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	25%	20%	20%以下	0%	R4.6末現在

«実施策»

- ・調達審査委員会において予算執行等の適正化を図るとともに、ホームページ等で調達結果を公表することにより、透明性の確保に努める。
- ・調達にあたっては、常に複数の業者への声掛けを実施して、競争を促すことにより経費の節減を図る。
- ・消耗品等について適切な在庫管理を徹底し、経費削減に努める。
- ・電気使用量、郵送料等についてコスト意識を持って業務を遂行する。
- ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底、業務進捗管理・労務管理の強化等を行い超過勤務時間の縮減を図る。
- ・事務所賃借料の適正水準維持に努める。
- ・継続的なムダの発掘により経費を削減する。

«実施結果»

入札案件	応札状況	契約年月日
滋賀支部が発送する郵便物に関する郵便局への差出業務委託	2	令和4年4月1日
糖化産物（AGE s）測定器一式の賃貸借契約	3	令和4年5月2日
令和4年度健康アクション宣言登録に関する電話勧奨業務委託	8	令和4年6月30日